

職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

# 参 考 資 料

平成28年10月

埼玉県人事委員会



# 目 次

第1 職員の給与	
平成28年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第3表 給料表別平均給与月額等	3
第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その1 行政職給料表	5
その2 公安職給料表	8
その3 研究職給料表	11
その4 医療職給料表(1)	12
その5 医療職給料表(2)	13
その6 医療職給料表(3)	15
その7 教育職給料表(1)	18
その8 教育職給料表(2)	20
その9 学校栄養職給料表	22
その10 事務職給料表	23
第5表 扶養手当の支給状況	26
第6表 住居手当の支給状況	26
第7表 管理職手当の支給状況	27
第8表 単身赴任手当の支給状況	27
第9表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その1 フルタイム勤務職員	28
その2 短時間勤務職員	28
第2 民間の給与等	
平成28年職種別民間給与実態調査の概要	29
第10表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第12表 職種別にみた給与額等	
その1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その2 その他の職種	33
第13表 初任給の改定状況	35
第14表 給与改定の状況	35
第15表 定期昇給の実施状況	35
第16表 定期昇給制度の状況	36
第17表 家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況	36
その2 家族手当の手当額の定め方	36
その3 子に対する家族手当の見直しの状況	37
その4 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	37
その5 子に対する家族手当の見直し予定の状況	37
その6 扶養家族の構成別支給月額	37
第18表 住宅手当の支給状況	38
第19表 特別給の支給状況	38
第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	39
第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	39
第3 人事院勧告	
第22表 人事院による報告、勧告及び意見の申出の概要	40
第4 標準生計費	
標準生計費の算定方法(平成28年4月)	43
第23表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)	44
第5 労働経済指標	
第24表 労働経済指標	45

## 第1 職員の給与

### 平成28年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成28年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

この調査は、平成28年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

#### 2 調査の対象

平成28年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

#### 3 調査の内容

平成28年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

#### 4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

#### （参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,201	73.5	8.6	17.8	0.1	67.7	32.3
公安職給料表	11,511	38.9	5.3	55.8	-	90.7	9.3
研究職給料表	296	94.3	3.0	2.7	-	77.0	23.0
医療職給料表(1)	45	100.0	-	-	-	88.9	11.1
医療職給料表(2)	356	82.3	17.1	0.6	-	39.3	60.7
医療職給料表(3)	213	54.5	44.6	0.9	-	8.5	91.5
教育職給料表(1)	10,249	94.5	3.4	2.1	-	60.6	39.4
教育職給料表(2)	26,234	90.0	10.0	0.0	-	45.2	54.8
学校栄養職給料表	143	37.1	62.9	-	-	5.6	94.4
事務職給料表	1,174	44.5	18.0	37.5	-	41.9	58.1
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	58,423	77.2	8.1	14.6	0.1	59.9	40.1

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分	平成28年	平成27年
給与種目		
給料	339,331 円	345,159 円
扶養手当	8,329	8,641
地域手当	32,137	29,067
住居手当	4,730	4,531
管理職手当	9,129	9,184
その他の手当	15	3
平均給与月額	393,671	396,585

職員数	8,008 人	8,076 人
平均年齢	43.5 歳	43.9 歳
平均経過年数	21.4 年	21.9 年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。  
 2 給料には、給料の調整額及び平成27年の切替えに伴う差額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,201	43.1	21.0	335,746	8,139
公安職	11,511	37.6	16.9	321,436	11,152
研究職	296	42.8	19.5	358,270	8,978
医療職(1)	45	47.4	22.1	477,724	11,533
医療職(2)	356	41.5	18.3	333,889	4,902
医療職(3)	213	41.8	19.0	339,483	3,636
教育職(1)	10,249	44.1	21.4	378,313	7,750
教育職(2)	26,234	41.1	18.4	352,598	5,637
学校栄養職	143	41.7	20.4	326,952	2,731
事務職	1,174	39.9	18.8	307,202	4,683
特定任期付職員	1				
全給料表	58,423	41.2	19.0	347,598	7,429

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年の切替えに伴う差額等を含む。  
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。  
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
31,778	4,663	8,914	15	389,255
30,104	4,167	1,820	232	368,911
33,881	5,481	9,212	0	415,822
86,940	3,976	54,118	228,758	863,049
30,830	6,334	3,764	0	379,719
31,043	3,607	1,808	0	379,577
35,022	5,499	2,972	7,943	437,499
32,705	6,012	5,947	5,372	408,271
29,671	3,514	0	0	362,868
28,069	5,539	0	0	345,493
32,399	5,342	4,919	4,030	401,717

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										5
4										1
5										
6										4
7							1			
8										1
9	9		1			1				1
10		1								2
11	1	184								
12		13					1			1
13	11	35								
14	1	23	1							
15	1	119	2							
16	1	17							2	
17	12	32	3	1					2	
18	1	22							1	
19	2	71	76	2						
20		22	5						3	
21	9	31	38	3						
22		23	12				1		1	
23	2	59	49	5						
24	2	14	8	1					1	
25	10	65	29	6			1		1	
26		19	15							
27	4	62	48	12						
28	1	16	17	5				2		
29	159	73	26	5						
30	4	17	28	6						
31	18	38	32	25				8		
32	6	18	13	8				7		
33	194	20	33	13			1	14		
34	9	4	18	5			34	13		
35	24	9	24	15	3		26	8		
36	17	3	7	5			17	5		
37	133	6	36	14	1		10	9		
38	10	4	15	11	1		17	1		
39	34	1	34	17	9		1	4		
40	19	2	8	6			4	3		
41	10	4	30	20	1		3	1		
42	4	1	13	3	2		4	5		
43	3	3	37	22	5		14			
44	4	1	11	2	3		10	1		
45	7		23	13	14		11	4		
46	4		8	7			5			
47	4	2	29	44	4		5			
48	6		10	14	5		7			
49	6		24	22	23		15			
50	1	1	10	12	3	1	3			
51	5		27	69	12	2	9			
52			11	20	3	1	6			



級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	1		23	77	21	13	11			
54			9	28	2	56	14			
55	1		30	96	6	43	7			
56			9	16	3	16	13			
57	2		27	85	25	32	12			
58		1	8	24	9	30	7			
59			27	42	6	23	5			
60			7	35	6	4	2			
61			28	86	46	14	56			
62			12	29	10	2				
63		1	26	75	11	10				
64			9	36	7	1				
65			11	129	45	6				
66		1	6	46	5	4				
67			21	75	8	3				
68			8	29	4	6				
69			6	124	28	2				
70			5	26	7	2				
71			4	45	16	4				
72			3	43	27	2				
73			3	80	65	9				
74			3	16	5	3				
75				35	12	6				
76			1	13	13	5				
77			3	25	68	17				
78			1	19	12	4				
79				106	27	18				
80			2	38	52	15				
81			3	27	33	90				
82				24	17	9				
83			2	90	52	228				
84			1	45	17	2				
85			1	28	33	95				
86				28	45					
87				45	17					
88			1	62	31					
89				44	116					
90			1	24	46					
91			1	10	99					
92				24	34					
93				421	134					
94										
95			1							
96										
97										
98			1							
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			1							
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 752	人 1,038	人 1,116	人 2,763	人 1,309	人 779	人 333	人 85	人 11	人 15
平均 給料月額	円 189,514	円 223,644	円 291,846	円 367,688	円 390,447	円 412,860	円 439,495	円 463,729	円 505,730	円 534,687
人員総計	人 8,201	平均 給料月額	円 335,123							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11				1					
12									
13	234								
14									
15	7	2							
16	29	5							
17	120	230	1	1					
18	5	2							
19	10	36	20						
20	11	33							
21	142	251	16						1
22	5	14	4						
23	9	51	140		1				
24	10	20	4						
25	13	223	55	1	1				
26	2	32	29		1				
27	6	37	141	1	14				
28	4	34	22		3				
29	9	144	52	53	16				
30	2	31	22	24	8	1			
31	3	50	180	70	16		1		
32	2	48	27	18	9	1			
33	3	62	66	69	17				
34	1	37	26	17	11				5
35	4	29	177	91	15	2			5
36	2	28	31	22	15	1			1
37	2	35	102	77	20	3			
38	2	18	44	33	19	1			2
39		15	168	77	23	1			1
40	3	11	41	36	12				6
41	2	21	96	90	28	2	2		4
42		15	57	36	14	2			1
43		14	175	87	33	5	3		
44		5	47	52	20	2			5
45		12	77	104	20	3	4		26
46	1	10	35	47	14	3	1		
47		7	74	93	24	8	1	16	
48		4	32	55	10	3	4	5	
49		4	66	106	17	3	7	3	
50		8	21	42	15	3	1	9	
51		10	47	89	33	9	5	2	
52	1	4	25	46	21	1	1	8	
53	1	4	56	98	25	8	4		
54	1	3	30	45	16	2	2		
55		2	35	77	23	9	13		
56		3	25	44	15	1	8	1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		3	41	85	22	4	6	12	
58			19	45	12	1	4	1	
59		3	35	61	19	7	9	2	
60		1	16	38	11	2	3	2	
61		1	39	48	18	5	7	88	
62			12	39	13	6	9		
63		1	26	45	20		10		
64			15	34	24	2	6		
65			19	53	23	7	11		
66			16	30	13	3	6		
67			23	34	17	4	7		
68			14	32	20	3	2		
69			15	43	11	2	6		
70			16	32	19	2	9		
71			14	35	39	3	4		
72			13	22	20	4	3		
73			4	31	46	8	8		
74			3	24	19		1		
75			3	35	33	3	10		
76			3	23	24	4	5		
77				36	23	3	8		
78			1	15	21	3	8		
79			1	44	20		7		
80				14	16	7	13		
81				31	11		56		
82				12	16	8	17		
83				37	19	8	17		
84				18	27	13	7		
85				33	11	69	69		
86				10	29	28			
87				46	15	41			
88				10	20	16			
89				29	21	133			
90				16	25	15			
91				27	29	27			
92				15	24	4			
93				28	160	50			
94				18					
95				18					
96				21					
97				15					
98				29					
99				21					
100				24					
101				23					
102				26					
103				13					
104				20					
105				11					
106				18					
107				9					
108				21					
109				6					
110				36					
111				10					
112				31					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				11					
114				35					
115				7					
116				36					
117				12					
118				29					
119				18					
120				32					
121				16					
122				38					
123				22					
124				36					
125				464					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 646	人 1,613	人 2,615	人 4,038	人 1,439	人 569	人 385	人 149	人 57
平均 給料月額	円 195,151	円 229,660	円 268,753	円 351,794	円 397,660	円 423,942	円 443,366	円 459,976	円 478,375
人員総計	人 11,511	平均 給料月額	円 321,414						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			3	1	
2						66			1	1	
3						67			4	1	
4						68			1	2	
5		3				69			4	3	
6						70			1	1	
7						71			3	1	
8		1				72			1	2	
9		2	1			73			5	8	
10						74				3	
11		1	2			75			3	3	
12						76			3	1	
13		5	1			77			7	3	
14						78			1		
15		1	3			79			3		
16			2			80			6		
17		10	1			81			6		
18		2	1			82			5		
19			3			83			5		
20			1			84			2		
21		5	2			85			2		
22		1	1			86			7		
23			1			87			1		
24		1	2			88			3		
25		4				89			27		
26		1	1			90					
27			3			91					
28			1			92					
29		5	3			93					
30						94					
31		1	2			95					
32						96					
33			2			97					
34		3				98					
35		2	1			99					
36		2				100					
37		5				101					
38		1				102					
39			4			103					
40						104					
41		4	1			105					
42			2			106					
43			3			107					
44						108					
45		1	2			109					
46			3			110					
47			4			111					
48						112					
49			1	2		113					
50			2	2		114					
51			2	5		115					
52			1			116					
53			3	1		117					
54			1			118					
55		1	2			119					
56			1	1		120					
57				3		121					
58			1	1							
59			3	1							
60			1								
61			2	3							
62				2							
63			2	2							
64			1	1							
人員計	人	人	人	人	人	人員計	人	人	人	人	人
	0	62	180	54	0		0	62	180	54	0
平均 給料月額	円	円	円	円	円	平均 給料月額	円	円	円	円	円
	0	245,356	374,434	434,029	0		0	245,356	374,434	434,029	0
人員総計	人	平均 給料月額		円		人員総計	人	平均 給料月額		円	
	296	358,270					296	358,270			

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	1			
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40		2		
41	1			
42		1		
43				
44			1	
45	1			
46				
47				1
48				1
49				
50				1
51				1
52				
53		1		2
54				
55				
56				

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人		1	
58		1		
59				
60				
61				2
62				1
63		1	2	
64				
65				1
66		1		
67				
68				
69		1		
70			1	
71				
72				
73				
74				
75			1	
76		1		
77			1	
78			1	
79		1		
80				
81				
82		1		
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94		1		
95				
96				
97		2		
人員計	人 10	人 14	人 11	人 10
平均 給料月額	円 307,820	円 464,836	円 516,909	円 561,620
人員総計	人 45	平均 給料月額		円 464,180

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		4						
6								
7			15					
8								
9		5						
10								
11			12					
12		1						
13		2	1					
14								
15			5	6				
16		1	2					1
17		9	1		1			
18			2	1				
19		1	10	6				
20			1					
21			3	2				
22			1					
23			6	5	2			
24		1	2	1	1			
25				2	1			
26			3					
27			2	6	2			
28			1	2	1			
29			2	3	1			
30							1	
31				3	2		1	
32				2	2		3	
33		2			1			
34				1				
35				4	4			
36				1	1			
37				1	1		1	
38				1				
39		1		1	2			
40					1			
41				2	1			
42				1	1			
43		1		1	1			
44		1						
45						1		
46					2	3		
47					1	1		
48					1	3		
49		1			1	1		
50								
51					4	1		
52					2	4		
53					2	2		
54								
55					2	1		
56					3	4		
57					1			
58					2	2		
59					2	3		
60					1	2		



級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					2	2		
62					2	1		
63					3	1		
64						1		
65					7	33		
66					6			
67					1			
68					1			
69					5			
70					1			
71					4			
72					1			
73					6			
74								
75					2			
76					2			
77					2			
78					1			
79								
80					1			
81					6			
82					2			
83					3			
84					1			
85					23			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 0	人 30	人 69	人 52	人 132	人 66	人 6	人 1
平均 給料月額	円 0	円 209,900	円 239,830	円 283,710	円 372,388	円 409,246	円 430,706	円 470,000
人員総計	人 356	平均 給料月額 円 328,140						

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			4				
4			1				
5			1				
6							
7			6				
8			1				
9			1				
10							
11			6				
12							
13		3					
14							
15		2	4				
16							
17		2	3				
18							
19		5					
20							
21		2	10				
22			1				
23		2	1				
24							
25			3				
26			1				
27							
28			1				
29			1	1			
30				1			
31			1				
32							
33							
34			1				
35			2				
36			1				
37			2	1			
38				2			
39				1			
40				2	1		
41			1	4			
42							
43			1				
44					1		
45		1	2		1		
46				2			
47				1			
48							1
49				1	2		
50				3		1	
51				2	1	1	
52				1			
53					2		
54							
55							1
56				1			
57					1		
58					2		
59			1		3		
60				2		1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62					3	1	
63			1			2	
64						5	
65						1	1
66						2	
67						1	
68						6	
69					2	2	
70							10
71						7	
72			1				
73						1	
74						3	
75						2	
76						1	
77						3	
78						2	
79						1	
80						3	
81						1	
82						2	
83						2	
84						2	
85						2	
86						3	
87						2	
88						2	
89						3	
90						3	
91							
92						3	
93						8	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 17	人 59	人 30	人 90	人 17	人 0
平均 給料月額	円 0	円 218,200	円 260,451	円 321,750	円 383,307	円 434,774	円 0
人員総計	人 213	平均 給料月額	円 331,536				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	1	51		2	1
2						58	2	28		1	
3						59	4	48	3	1	
4						60	1	43		5	
5		123				61		58	1	3	
6						62		30			
7		6				63		34	3	5	
8		9				64	2	35		8	
9	1	140				65		50	1	3	
10		2				66	1	23		8	
11		19				67	3	34		11	
12		17				68		32		3	
13		143				69	2	39	1	2	
14		10				70	2	43	2	16	
15		21				71	4	64		7	
16		23				72	1	50	1	13	
17		105				73	5	50	2	11	
18		8				74	2	46		7	
19		103				75	2	58		9	
20		32				76		29		21	
21	1	96				77	1	44	2	12	
22		17				78	3	40		30	
23		134				79	3	59	3	7	
24		30				80		33	1	15	
25		97				81	1	33	1	17	
26		30				82	3	55	1	7	
27		141				83	2	58	2	7	
28		25				84	2	41	1	12	
29	1	93				85	3	36	3	7	
30		29			1	86	1	51		7	
31		153				87	6	53	1	3	
32		27				88	2	34	1	10	
33	2	54			5	89	1	46	4	20	
34	1	46			1	90	3	40	1	2	
35	1	142			9	91	4	65	2		
36	1	32			21	92		35	2		
37		51			20	93	1	41	5		
38		58			9	94	2	33	1		
39	2	128			10	95	3	48	4		
40		31			4	96		36			
41	3	53			8	97	2	52	3		
42		41			6	98	1	36			
43	2	91	1		8	99	2	43			
44		20			7	100	2	34			
45	1	35			7	101	1	72			
46	1	25			13	102	3	30			
47	2	45	1		5	103	3	49			
48	1	30			12	104	4	36			
49	2	39			16	105	2	57			
50		43			4	106	1	24			
51	4	77			3	107	5	24			
52	2	42			1	108	1	31			
53	1	34			6	109	1	71			
54	3	34	1		1	110	2	47			
55	4	59	2	2	1	111	4	51			
56	1	35		2		112	4	63			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
113	4	38			
114	3	55			
115	3	60			
116	1	49			
117	12	48			
118	2	100			
119	4	47			
120	1	110			
121	6	45			
122	1	44			
123	5	92			
124	4	162			
125	1	78			
126	4	211			
127	3	81			
128	1	92			
129	2	254			
130		97			
131	1	156			
132		219			
133		185			
134		238			
135		173			
136		226			
137		290			
138		281			
139		192			
140		154			
141		108			
142		116			
143		74			
144		79			
145		9			
146		6			
147		3			
148		6			
149		9			
150					
151					
152					
153					
人員計	人 206	人 9,511	人 57	人 296	人 179
平均 給料月額	円 286,987	円 357,620	円 410,046	円 451,586	円 481,164
人員総計	人 10,249	平均 給料月額	円 361,363		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		80	6		
2						58		80	5		
3						59		121	11	3	
4						60		110	4	3	
5						61		188	12		
6						62		127	4		
7						63		378	7		
8						64		132	9		
9						65		179	8	5	
10						66		118	3	1	
11		1				67		222	11	1	
12						68		116	3	4	
13						69		233	7	4	
14						70		98	3	6	
15						71		165	9	5	
16						72		116	6	2	
17		495				73		283	8	8	
18						74		99	5	8	
19		17				75		152	6	10	
20		22				76		106	7	8	
21		542				77		233	15	22	
22		2			1	78		89	3	26	
23		35				79		121	6	29	
24		39			18	80		111	6	29	
25		634			55	81		140	20	30	
26		15			74	82		127	6	47	
27		62			69	83		230	6	53	
28		73			40	84		104	18	52	
29		287			40	85		154	11	53	
30		28			72	86		126	11	66	
31		479			37	87		197	11	47	
32		80			11	88		86	10	59	
33		295	1		20	89		138	9	45	
34		49			47	90		101	12	44	
35		543			23	91		158	8	35	
36		95	2		36	92		73	7	52	
37		268			21	93		96	4	45	
38		94			24	94		96	13	57	
39		608	1		32	95		149	23	57	
40		92	1		46	96		85	9	57	
41		224	3		27	97		110	10	66	
42		120			62	98		88	24	57	
43		578	1		65	99		112	7	36	
44		76	1		78	100		89	7	42	
45		180	3		66	101		96	8	32	
46		154	4		84	102		62	5	35	
47		552	14		90	103		100	4	21	
48		68	1		37	104		72	5	7	
49		169	5		35	105		72	3	2	
50		163	3		6	106		76	2		
51		520	16		2	107		88	1		
52		86	4		1	108		74			
53		178	3		3	109		97			
54		125	2			110		69			
55		412	13			111		81			
56		62	6			112		61			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		106			
114		64			
115		73			
116		66			
117		90			
118		64			
119		93			
120		102			
121		119			
122		96			
123		106			
124		131			
125		82			
126		111			
127		140			
128		111			
129		95			
130		167			
131		73			
132		128			
133		81			
134		93			
135		149			
136		162			
137		127			
138		227			
139		142			
140		130			
141		261			
142		156			
143		236			
144		287			
145		319			
146		466			
147		374			
148		434			
149		451			
150		411			
151		319			
152		280			
153		160			
154		170			
155		101			
156		77			
157		3			
158		6			
159		1			
160					
161		13			
人員計	人 0	人 23,239	人 502	人 1,271	人 1,222
平均 給料月額	円 0	円 328,035	円 394,157	円 424,280	円 452,542
人員總計	人 26,234	平均 給料月額	円 339,763		



その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7			1		
8					
9					
10					
11					
12					
13			4		
14					
15					
16			1		1
17			3	2	
18			1	1	
19			3	3	
20		1		2	
21			2		
22			1		1
23		1	3	3	1
24				1	
25			2		1
26			1	1	2
27				4	
28			1	4	
29			1	1	
30					1
31			1	1	
32			1	3	
33			2	2	
34			1		2
35					1
36					
37					
38				1	
39			1		
40					1
41					
42					
43					
44					1
45					
46					
47					1
48					4
49					1
50					
51					
52		1			
53					3
54					
55					
56					4
57					1
58					1
59					1
60					3

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61	人	人	人	人	人
62					1
63					2
64					3
65					2
66					1
67					
68					1
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					1
78					
79					1
80					
81					1
82					
83					2
84					
85					35
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 3	人 30	人 29	人 81
平均 給料月額	円 0	円 229,267	円 248,463	円 281,693	円 375,843
人員総計	人 143	平均 給料月額 円 326,952			

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	9					
10						
11	2	18				
12	1	1				
13	13	13				
14	1	1				
15	1	25				
16		3			1	
17	6	17	4		1	
18		4				
19	2	13	12		3	
20	1	3	4			
21	13	34	10			
22		2	5		1	
23	7	8	5		1	
24		6	2		1	
25	14	28	8		2	
26		2	3		1	
27	4	17	10		2	
28		6	11			
29	22	21	8		3	
30	1	5	2			
31	8	11	8			
32		2	5		1	
33	9	1	5		2	
34			6			
35	13	1	13		1	
36			3		1	
37	7		5		4	
38	2	2	1		1	
39	6	1	4		3	
40	3	1	3			
41	3		8		3	
42	2		1		1	
43			6		7	
44	1		1			
45	1		10		5	
46	2				1	
47		1	4		8	
48	1				2	
49	1		3		10	
50	1		1		2	
51	2		6		8	1
52					2	
53			1		3	1
54					3	33
55					14	42
56					5	3

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
57	2			5	2	7
58				5	3	
59			3	15	1	
60			1	4	1	
61	1			2	3	16
62				2	3	
63			1	6	4	3
64				3	2	
65				7	2	
66				4	2	
67				4	3	
68				2	1	
69				6	8	
70			1	2	3	
71			1	2	2	
72					6	
73					3	8
74					2	
75					1	1
76				1	4	
77					6	16
78					4	
79					7	15
80				1	3	1
81				1	1	57
82					8	
83					10	
84					7	
85					5	
86					7	
87					7	
88					11	
89					6	
90					5	
91					4	
92					4	
93					46	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 162	人 247	人 185	人 175	人 203	人 202
平均 給料月額	円 180,081	円 225,310	円 279,648	円 352,050	円 391,995	円 410,454
人員総計	人 1,174	平均 給料月額	円 307,202			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		23,020 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	12,994
	職員に配偶者が不在の場合の扶養親族のうち1人目の子等	1,104
	上記以外の扶養親族	31,134
	うち特定期間にある子	10,117
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		18,854 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は13,000円、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族のうち1人目の子等は11,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		11,842 人
手当月額27,000円未満の受給者		2,191
手当月額27,000円の受給者		9,651
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,356 円

(注) 現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長				
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事 務 長		
警 察 本 部		参 事 官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席				
受 給 者	29 人	1,536 人	377 人	2,051 人	10 人	48 人	127 人	4,178 人	円 68,791

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ~ 300	km 300 ~ 500	km 500 ~ 700	km 700 ~ 900	km 900 ~ 1,100	km 1,100 ~ 1,300	km 1,300 ~ 1,500	km 1,500 ~ 2,000	km 2,000 ~ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	93 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	93 人	円 30,000

(注) 「100~300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	203		53	75	11	41	14	3	3	2	1
公安職給料表	42				12	9	20	1			
研究職給料表	10		1	7	1	1					
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	11			4	1	2	4				
医療職給料表(3)											
教育職給料表(1)	390		390								
教育職給料表(2)	887		881			6					
学校栄養職給料表	3			2	1						
事務職給料表	52		37	15							
給料表計	1,598										
60歳	736										
61歳	421										
62歳	227										
63歳	136										
64歳	78										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)  
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	241		208	33							
公安職給料表											
研究職給料表	10		10								
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	22			22							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	670		643		27						
教育職給料表(2)	382		382								
学校栄養職給料表											
事務職給料表											
給料表計	1,326										
60歳	243										
61歳	323										
62歳	284										
63歳	262										
64歳	214										

## 第2 民間の給与等

### 平成28年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成28年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,082事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### 3 調査対象の抽出

##### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から450事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### 4 集計

##### (1) 調査実人員

調査実人員は14,167人であり、うち行政職に相当するものは12,366人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は102,592人であり、うち行政職に相当するものは73,236人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		385	182	141	62
農業、林業、漁業		-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		21	7	7	7
建設業		185	78	81	26
製造業		66	37	15	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		31	22	6	3
卸売業、小売業		19	12	7	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		63	26	25	12
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業					

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が61所あった。  
 2 調査対象事業所450所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた446所に占める調査完了事業所385所の割合(調査完了率)は、86.3%である。  
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ)。  
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員	大学卒	200,846 円	200,259 円	202,169 円	198,425 円
	短大卒	179,017	174,312	182,837	182,350
	高校卒	164,300	169,937	161,087	154,475
新卒技術者	大学卒	204,304	209,256	200,732	190,000
	短大卒	182,638	180,287	179,207	187,433
	高校卒	166,609	166,179	169,029	163,000
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	202,035	202,867	201,564	195,617
	短大卒	180,931	177,375	181,487	186,163
	高校卒	165,721	167,758	166,107	160,158

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	67	51.7	691,136	503	690,633	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	666	52.2	639,026	3,339	635,687	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	183	50.6	559,035	2,813	556,222	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	1,489	48.2	542,324	9,422	532,902	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	327	47.8	486,527	37,137	449,390	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上 500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係長	1,628	44.4	454,673	65,610	389,063	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上 500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
	主任	1,528	41.9	414,068	65,629	348,439	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係員	6,028	35.9	331,316	44,549	286,767		行政職1級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	お 勤手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	76	49.6	717,556	65	717,491	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	17	44.7	594,962	32,733	562,229	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	71	41.1	519,710	53,303	466,407	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	170	29.5	349,917	53,255	296,662	
	研究補助員	4	25.3	243,321	30,209	213,112	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	60.0	2,116,883	107,245	2,009,638	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	2	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	3	52.4	1,394,938	43,874	1,351,064	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	12	38.9	960,796	106,621	854,175	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成28年4月分平均支給額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	法 定 給 当 り 給 付 額 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	6	44.4	472,881	14,475	458,406	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	55	35.2	360,895	27,634	333,261	
	診 療 放射線技師	69	40.2	403,583	38,402	365,181	
	臨 床 検 査 技 師	85	40.0	358,688	39,099	319,589	
	栄 養 士	41	36.3	295,185	6,799	288,386	
	理 学 療 法 士	103	32.3	315,832	15,966	299,866	
	作 業 療 法 士	72	32.1	313,472	12,458	301,014	
職 種	総 看 護 師 長	5	54.7	643,836	1,628	642,208	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	87	48.0	458,336	32,971	425,365	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	288	35.0	352,933	39,590	313,343	
	准 看 護 師	118	46.1	324,545	52,716	271,829	

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	24.9	(30.8)	
高 校 卒	12.7	(32.4)	(67.6)	-	87.3	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見した場合の採用状況について集計したものである。  
 3 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員		33.3	8.2	0.9	57.6
課 長 級		27.8	7.5	0.6	64.1

- (注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
			係 員	90.7	88.8	27.9		
課 長 級	81.3	78.2	24.1	6.6	47.5	3.1	18.7	

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給				定期昇給 制度なし
	制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	92.3	(38.9)	(80.6)	(42.6)	7.7
課 長 級	84.6	(33.3)	(82.4)	(37.2)	15.4

(注) ( )内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合で、複数回答である。

第17表 家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況

(単位：%)

家族手当制度が ある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当制度が ない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
80.1	(91.5)	[82.4]	[17.6]	(8.5)	19.9

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
39.0	18.9	37.2	4.9

(注) 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当の見直しを行った事業所について算出した。

その3 子に対する家族手当の見直しの状況

(単位：%)

手当額の改定		収入制限の見直し	その他	手当の廃止
増額	減額			
65.6	-	12.2	29.8	-

(注) 1 見直しの状況は、家族手当制度があり、平成25年1月以降子に対する手当の見直しを行った事業所について算出した。  
2 見直しの状況は複数回答である。

その4 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
8.9	5.8	85.3

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その5 子に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

子に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	配偶者に対する手当の見直しの状況等によっては見直すことを検討する	子に対する家族手当を見直す予定がない
8.9	5.1	86.0

(注) 子に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その6 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,638 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,213 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,504 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。



第18表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	57.9 %
支 給 し な い	42.1 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円 以上 31,000円 未満

備 考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 ( A <sub>1</sub> )	357,308 円
	上半期 ( A <sub>2</sub> )	357,819 円
特別給の支給額	下半期 ( B <sub>1</sub> )	778,573 円
	上半期 ( B <sub>2</sub> )	760,784 円
特別給の支給割合	下半期 ( $\frac{B_1}{A_1}$ )	2.18 月分
	上半期 ( $\frac{B_2}{A_2}$ )	2.13 月分
年 間 の 平 均	4.30 月分	

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
2 年間の平均は、特別給の支給月数を0.05月単位で改定しているため、それに合わせて端数処理した月数を記載している。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.20月である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
60.4	39.6	55.4	44.6	54.2	45.8

第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		( 参 考 ) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	18.5	18.5	11.3	11.3
30%	18.4	36.9	17.3	28.7
29%	-	36.9	-	28.7
28%	-	36.9	-	28.7
27%	0.8	37.6	0.8	29.5
26%	0.3	38.0	0.4	29.8
25%	62.0	100.0	70.2	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### 第3 人事院勧告

第22表 人事院による報告、勧告及び意見の申出の概要

民間給与との較差に基づく給与改定										
月例給	<p>公務と民間の4月分の給与額を比較</p> <p>民間給与との較差 708円 0.17%            [行政職(一)...現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]            [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]            (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分</p>									
ボーナス	<p>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較</p> <p>民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)</p>									
給与改定の内容と考え方										
<p>&lt;月例給&gt;</p> <p>1 俸給表</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)            民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)</p> <p>(2) その他の俸給表            行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)</p> <p>2 本府省業務調整手当            給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ            (係長級:4% 4.5%相当額、係員級:2% 2.5%相当額)</p> <p>3 初任給調整手当            医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定</p> <p>&lt;ボーナス&gt;            民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分 4.30月分            民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分            (一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度 期末手当 勤勉手当</td> <td>1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)</td> <td>1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)</td> </tr> <tr> <td>29年度 期末手当 以降 勤勉手当</td> <td>1.225月 0.85月</td> <td>1.375月 0.85月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[実施時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月例給:平成28年4月1日</li> <li>・ ボーナス:法律の公布日</li> </ul>			6月期	12月期	28年度 期末手当 勤勉手当	1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)	1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)	29年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.85月	1.375月 0.85月
	6月期	12月期								
28年度 期末手当 勤勉手当	1.225月(支給済み) 0.80月(支給済み)	1.375月(改定なし) 0.90月(現行0.80月)								
29年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.85月	1.375月 0.85月								
給与制度の改正等										
<p>1 給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施</li> <li>・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ</li> </ul>										

- 2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）  
民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し
- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
  - ・ 本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
  - ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

- 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）  
政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設
- ・ 俸給月額、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
  - ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

- (1) 再任用職員の給与
- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
  - ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討
- (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い  
介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い
- (3) 非常勤職員の給与  
平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

### 1 改正概要

- (1) 介護休暇の分割
- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
  - ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
  - ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置
- (2) 介護時間の新設
- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
  - ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い
- (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大
- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、

養子縁組里親である職員に委託されている子)、その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大  
・フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

3 その他(上記と併せた人事院規則の改正等)

民間労働法制の改正内容に即して、介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、介護を行う職員の超過勤務の免除、上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 公務員人事管理に関する報告

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置(育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告)

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラ等の防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

## 第4 標準生計費

### 標準生計費の算定方法（平成28年4月）

県民一般の標準的な生活の水準を求め、**「家計調査」**（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### 2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成28年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成28年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

##### （参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成28年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

##### （参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,540	42,160	53,750	65,340	76,930
住居関係費	65,180	71,820	65,570	59,310	53,060
被服・履物費	3,570	8,540	10,500	12,460	14,420
雑費	55,190	74,780	105,680	136,610	167,510
雑費	7,220	26,640	26,620	26,600	26,590
計	159,700	223,940	262,120	300,320	338,510

第5 労働経済指標

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	きま っ て 支 給 す る 給 与 ( 調 査 産 業 計 )				所 定 内 給 与 ( 調 査 産 業 計 )						所 定 外 給 与 ( 調 査 産 業 計 )	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成26年度	256.8	0.3	290.8	0.3	236.9	0.2		265.4	0.2		20.0	25.4
平成27年度	251.2	0.7	289.1	0.5	231.5	0.6		264.0	0.6		19.7	25.1
平成27年4月	254.8	2.2	292.5	0.5	234.2	2.2	36.5	266.5	0.6	25.1	20.6	26.0
5月	248.3	0.2	286.8	0.0	229.8	0.2	37.3	262.6	0.3	25.1	18.5	24.3
6月	249.9	0.2	290.1	0.8	231.4	0.4	37.5	265.5	0.8	25.4	18.5	24.6
7月	250.4	1.4	289.4	0.6	231.1	0.9	37.1	264.5	0.7	25.7	19.3	24.9
8月	249.3	1.6	287.2	0.3	230.2	1.3	37.1	262.9	0.3	25.6	19.1	24.3
9月	249.4	1.0	288.1	0.4	230.2	0.2	37.2	263.8	0.3	25.5	19.1	24.2
10月	251.1	1.0	289.8	0.6	230.3	0.3	37.0	264.3	0.5	25.6	20.8	25.4
11月	255.4	3.4	289.0	0.5	235.0	3.2	36.4	263.2	0.6	25.8	20.4	25.8
12月	250.8	0.8	289.3	0.5	230.3	0.4	37.8	263.2	0.5	25.9	20.5	26.2
平成28年1月	248.4	1.0	286.6	0.2	228.9	1.1	37.8	261.8	0.4	25.8	19.4	24.8
2月	253.6	1.2	288.6	1.0	233.9	1.7	37.0	263.6	1.1	25.4	19.7	25.0
3月	252.8	0.6	292.0	1.3	232.6	0.6	37.8	266.3	1.2	25.3	20.3	25.8
4月	256.4	0.6	293.8	0.5	235.4	0.5	37.1	267.6	0.4	25.1	20.9	26.3
5月	249.6	0.5	287.5	0.3	230.5	0.2	37.1	263.0	0.1	25.2	19.2	24.5

資料出所： ～ 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、総務省「家計調査」  
 県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 、 、 、 、 は平成22年平均 = 100とした指数を基礎としている。  
 2 ～ は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。



総実労働 時間数 (調査産業計)		所定外 労働時間数 (調査産業計)		消 費 支 出 ( 名 目 )								消費者物価指数		国内企業 物価指数
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				( 総 合 )		
				さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	前年度比	前年度比	
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
141.5	149.3	11.4	12.8	329.4	6.7	291.2	0.3	355.6	11.3	318.8	0.1	3.1	2.9	2.7
141.8	148.9	11.6	12.8	315.4	4.3	287.4	1.3	341.4	4.0	315.4	1.1	0.2	0.2	3.2
148.3	155.8	12.5	13.4	302.0	6.1	300.5	0.5	290.3	20.2	334.3	1.3	1.1	0.6	2.1
136.5	143.0	10.8	12.5	307.3	4.0	286.4	5.5	329.0	5.2	317.3	8.3	0.8	0.5	2.2
146.2	153.4	11.1	12.6	300.5	6.6	268.7	1.5	329.1	11.6	293.0	0.9	0.4	0.4	2.4
146.2	155.5	11.5	12.7	308.5	3.6	280.5	0.1	321.7	7.8	314.8	1.0	0.1	0.2	3.2
136.8	145.4	11.0	12.2	322.3	2.2	291.2	3.2	348.8	2.5	317.2	3.7	0.1	0.2	3.7
141.3	147.0	11.6	12.7	335.1	8.4	274.3	0.3	423.7	28.9	298.7	1.6	0.1	0.0	4.0
143.7	149.7	12.1	13.0	301.3	26.4	282.4	2.1	335.0	27.5	309.8	2.0	0.2	0.3	3.8
144.2	149.6	12.2	13.3	313.9	4.1	273.3	2.5	365.8	18.4	294.9	3.7	0.3	0.3	3.7
140.7	147.9	12.2	13.4	355.1	4.8	318.3	4.2	404.8	1.7	340.5	4.8	0.0	0.2	3.5
134.0	140.4	10.9	12.3	311.4	5.0	281.0	3.1	342.4	11.2	312.3	2.6	0.2	0.0	3.2
140.3	147.0	11.3	12.6	342.1	24.4	269.8	1.6	371.7	34.6	297.7	2.2	0.1	0.3	3.4
143.5	152.5	11.6	13.2	372.5	1.5	300.9	5.3	457.5	25.6	334.6	4.9	0.4	0.1	3.8
146.4	153.8	11.8	13.3	384.0	27.1	298.5	0.7	461.0	58.8	338.0	1.1	0.7	0.3	4.2
136.4	142.7	10.8	12.2	281.8	8.3	281.8	1.6	292.0	11.3	306.7	3.3	0.6	0.4	4.3







コバトン

さいたまっち